

神原中学校 P T C A 表彰及び慶弔等に関する規定

(適用範囲)

第 1 条 この規定は、本会の会員および生徒、本校の発展に寄与した者に適用する。

(表彰)

第 2 条 表彰は、P T C A 活動に顕著な功績があり、他の模範として推奨に値する業績もしくは善行があった者に対して行い、次に該当する者および団体とする。

- (1) 本会の会長として一年以上活動し、その任期を終えた者
- (2) 本会の副会長、専門委員長、学年委員長として二年以上活動し任期を終えた者
- (3) 本会の会員として、三年以上活動し、その功績が顕著と認められる者
- (4) 本校で定年・勸奨退職した者
- (5) 本会の会員以外で会の発展に尽力し、その功績が顕著と認められる者および団体
- (6) 上記に該当しないが、役員会や評議員会で推薦があった者

第 3 条 表彰は、会長及び学校長の連名で表彰状及び副賞を添えて授与する。

第 4 条 被表彰者の決定については、役員会で審査、選考を行い、評議員会承認を得なければならない。選考の基準として、最新年度からさかのぼって三年の活動とする。

第 5 条 表彰は、原則として毎年定期総会において行う。但し、特別必要と認められた時は、随時、表彰することができる。

第 6 条 本会の役員、または評議員として活躍した者で功績顕著な者を上部機関及び他の団体に推薦することができる。(推薦基準を充たしている者)

(慶弔見舞金)

第 7 条 本会の会員及び生徒に慶弔、被災があった場合や P T A 団体として対外行事に参加する際は、それぞれに P T C A として金品を贈り慶弔の意を表明する。

- (1) P T C A 会員及び生徒が死亡した時は弔慰金として 5000 円
- (2) P T C A 会員が火災や天災にあった時は見舞金として 5000 円
- (3) P T C A 団体として案内を受けた対外行事への参加費用として 3000 円
(花束や品物を贈る場合も同等の金額とする)

第 8 条 本規定に該当しない必要事項については、役員会の判断で適宜措置することができる。

第 9 条 本規定の執行は、会長またはその代理者があたる。

(付則)

本規定は平成 22 年 5 月 12 日より施行する

本規定は令和 5 年 5 月 21 日より施行する